

教師の仕事と資質（2）

—— その歴史性 ——

学 校 長 篠 田 弘

1. はじめに

教育は歴史的・社会的条件のなかにそれが成立する基盤をもつものであるが、その目的は、国家権力によって左右されるものでなく、したがって人間を形成するという教師の仕事もまた国家権力の教育目標によってその方向を与えられたり変更されたりすべきものではない。しかしながら、わが国の歴史をみても、欧米の歴史をみても、教師の仕事は、国家権力の教育目標如何によって規定され、その方向が定められてきた事実は否定できない。このことは、近代学校が国家の統治過程の中で成立してきたことが如実に物語っている。

研究紀要第37集では、「教師の仕事と資質」のテーマで教師の役割を明らかにすることを試みた。即ち、従来からある教師に対する二つの考え方—教師聖職者論と教師労働者論—について述べるとともに、現実の学校で教師に課されている仕事を明示した。そして、教職を専門職として位置付けたときに生起する諸問題について考えるなかで、教育労働の特殊性について論じた。本研究紀要では、教師の仕事と資質の歴史性について考えるなかで、特に第2次世界大戦の敗戦後の教育改革における教師の役割の変容について述べる。

2. 教師の役割の転換

第2次世界大戦の敗戦後、連合軍の占領政策の一環として、わが国の教育制度は根本的な変革を受けた。その中で教師の役割も大きく転換した。戦後のわが国の教育改新に大きな影響を与えた第1次米国教育使節団は、その報告書において、わが国の従前の教師の「在り方」を鋭く批判した。即ち報告書の第4章「教授法と教師養成教育」において、「教師たちは何を教えるべきか、またいかに教えるべきかを厳密に命ぜられているのである」と述べ、教授要旨が厳重に守られているかどうかを見届けるべき視学官たちの義務について触れるとともに、「このような制度は狂人拘束服のなかに授業を押し込める効果をもっている」と批判している。さらに、現在の日本の教師は、重大な社会的意義をもった困難な仕事に直面しており、「彼らは過去に起こった出来事を解釈しなくてはならぬとともに、新しい世代のものに対して、新しい日本に席を占める

心構えをさせなくてはならぬ」と述べて、教師の仕事の意義を明示している。そして、教育者の職務の教訓として、「教師の最善の能力は、自由の空気のなかに於いてのみ十分に現される。この空気を作り出すことが行政官の仕事なのであって、その反対の空気を作ることではない。子供のもつはかり知れない資質は、自由主義という日光の下においてのみ実を結ぶものである。この自由主義の光を与えることが教師の仕事なのであって、その反対のものを与えることではない（序論）」と述べて教師の仕事の本質を示した。

新しい教師の在り方は、教師養成教育の改革案のなかからも、望ましい教師の資質として読み取ることができる。即ち、「教師養成教育は三重になるべきである」と述べて、いわゆる高等普通教育・教科に関する専門教育・教職に関する専門教育という三重の専門的準備教育が完全な形で全教師に対してなされることを要請しているのである。このようにして、報告書は教員養成、教師の再教育、現職教育等についても画期的な提案を行なった。

戦中・戦後を通じて教員であった人たちの自伝が、数多く出版されている。それらには敗戦を契機とした教師の「在り方」の反省と決意が述べられているものが多い。次に一例を示す。

ある夜、宿直室の薄暗い電灯の下で同僚の丹羽節郎氏と夜の更けるまで語り合った。

丹羽氏はついに、

「ぼくは教員を止めることにする」

と言い出した。そして、

「もう ぼくのやる教育は終わった。まちがったことを教えたとは思わないが、これからの教壇に立つことはできない」

とその決意の程を打ちあげた。

それは丹羽氏だけの問題ではない。私の問題でもあった。

「鬼畜米英」も教えた。「打ちてしままん」とも教えた。「大君のへにこそしなめ」とも教えた。そして卒業生たちには出征のたびに激励のことばも送った。そのわたくしがどのつら下げて再び子供たちの

前に立つことができようか。政府の指導者は大いなる誤算であったとすましていられるかもしれないが一人一人の魂に接していく教師、人間の真実に迫っていく教育、常に真理を真理として教えていく教師が、今までのことは間違いであったと簡単にいうことは道義的にできないのである。それが純真な子供であればあるほど人間としての責任の深さに思い悩んだ。

それから幾日かの後、丹羽氏は子供たちに決別のことを簡単に述べて、郷里の北海道に帰っていった。(金沢嘉市『ある小学校長の回想』)

戦後の教育改革において、従前の教師の在り方が批判され、新しい教師の在り方が求められるなかで、このように、多くの教師たち自身も自己の在り方の反省とさらには改造に直面した。教師たちの中には、体制に流されたとはいえ、戦時中の自己の行為に対する自責の念から教職を辞した人々も存在した。

3. 全体の奉仕者

戦前において「官吏服務規律」の適用を受けたいわゆる「制服の教師」、「背広の軍人」が、国民教育を担当する役割を担うことができないことは改めて述べる必要もないが、戦後、衆・参両院において教育勅語の失効が決議され、教育が法律主義によって行われるようになって、教師の仕事はどのような性格をもつものとして規定されたのであろうか。

1947年(昭和22年)、新たな教育理念として制定された「教育基本法」は、第6条第2項において、教師について「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない」と述べて、教師を全体の奉仕者として規定し、その使命の遂行を要請するとともに、その身分の尊重と待遇の適正がはかられるべきであるとしている。

ところで、全体の奉仕者とは何を意味するのか。これは新憲法にも定められているように(15条の2)、「一部の奉仕者」でないことを意味するのは当然であるが、教育基本法第10条の教育行政に関する規定にも定められているように、教師は「不当な支配に服することなく、国民全体にたいし、直接に責任をおっておこなわる」べき教育のより直接的な担当者であることを意味するといえよう。

このように教師が全体の奉仕者として規定されたことは、歴史的にみて、わが国の教師の仕事の規定するうえできわめて重大な意味をもっている。わが国の教師は、国家の近代化過程の中で行政機関の末端に位置

づけられ、教育場面においてばかりでなく、その社会生活面においても、いわゆる「狂人拘束服」のなかに閉じこめられて、国家の教育目標を忠実に子供に注入することを要請されていたのであった。教育基本法は、教師が自己の使命を自覚しその職責の遂行に努めることによって、全体即ち主権者である国民全体に奉仕することを定めている。次に教師の使命および職責の意味について考えてみる。

教師の使命および職責—教師の仕事は、教育基本法の前文に定めるように、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間」を育成することである。それは、新憲法を精神的に具現した教育基本法において、「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」(第1条)と定められているように、平和主義と基本的人権の尊重を基盤としている。

このようにして、教師は第2次世界大戦後の教育改革のなかで、身分的にも一市民たる自由が保障され、その仕事の質は根本的な変革を受けたのであり、デューイの哲学に基礎をおく児童中心主義の教育が進行していくとともに、教師の前には、これまでの国家の教育目標に代って、子供の個性、子供の生活が大きく登場してきたのであった。教員の養成についても、大学で行なうことが原則とされ、従前の閉鎖制を打破しいわゆる開放的教員養成制度が成立したのであった。しかしながら、対日講和条約の調印に前後して行なわれはじめたわが国の政治体制の変革は、それまでの教育政策の方向をかえ、戦後の教育改革の再改革を意図して、教育内容について、また教育行政、教員対策などについて改革が推し進められてきた。文指省は、1971年には、教育改革のための基本構想、基本的施策に関する中央教育審議会の答申を受けて、1872年の「学制」と第2次世界大戦後の教育改革につぐ「第三の教育改革」をめざす改革の基本方針を明らかにした。また近年では、教科書検定、社会科の解体、教員免許制度の改訂などをめぐり、文部省の基本的姿勢が改めて問われている中で、教育基本法によって規定された教師の仕事は、その基本的性格を揺り動かされているといえよう。

本附属学校の研究紀要は、教官の教育・研究の発表の「場」の一つとして、1949年に第1集「新教育の実践と批判」が発行され、1951年に第2集が出されたがその後一時中断された。しかし、1955年に附属中・高等学校研究紀要として改めて第1集が発行されてからは、毎年刊行され今年第38集となる。紀要の内容構

成は、従前と同じく教科研究と特別研究が中心である。教科研究では、「新教育課程への対応と学習活動の総合化」をテーマとした今年11月の中等教育研究協議会をひかえ、充実した取り組みがみられ、特別研究では、十数年にわたり実践を積み重ねている総合学習研究グループの論文、「共同研究」五分科会の一つである平和教育分科会の報告（2）および「いじめ」についてのアンケート結果の報告等がある。そしてさらに一昨年来、特に大学改革との関連において熱心に論議され、実践に移されている「自己点検・自己評価」の問題について、本附属学校に焦点をあて論じたものが掲載さ

れている。

本学の教育をさらに充実させるため、各分野の研究が一層進展することを期待する。

主な引用文献・参考文献

- ・『現代教育科学』 NO.99 明治図書 1966年
- ・金沢嘉市『ある小学校長の回想』 岩波書店 1970年
- ・文部省『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について』（中央教育審議会答申）1971年